

令和3年度決算 ～民生常任委員会 令和4年10月24日～
議事録（生活環境部）

生活環境部（自治振興課、文化スポーツ課、市民課、環境政策課、産業振興課、農業委員会事務局、環境業務課、環境センター）

○松本暁彦委員

それでは、引き続き質問をさせていただきます。各委員から多くの質問がありましたので、一部は要望として質問をさせていただきます。民生常任委員となったのは初めてでございます。ただ、前任者の光好議員の思いもしっかりと受け継いで、進めてまいりたいと思います。それでは、基本は決算概要に基づいて質問をさせていただきます。

1点目、自治活動推進事業、決算概要の56ページです。コロナ禍において、多々議論がございました。コロナ禍において、令和3年度は多くの自治会関連のイベントが中止を余儀なくされております。地域活性化事業補助金が執行率約50%となっていることから分かります。令和4年度は、徐々にですが、復活してきているものの中止も多く、事業の取捨選択が結果として行われている状況です。その中でも先ほどありましたが、頑張ってイベントを工夫して実施している自治会もあります。

地域コミュニティを維持するには大なり小なりイベントは必要と考えております。コロナ禍での工夫など情報共有して自治会加入者の減少も踏まえ、過去の形式にとらわれず、柔軟にイベント等の開催ができるよう、担当部署におかれましてはサポートしていただくよう要望させていただきます。

続きまして、2点目、決算概要58ページ、コミュニティセンター管理事業です。こちらにも既に多々議論、質疑が行われました。まず味生コミュニティセンターです。策定委託料の経緯等は理解をいたしました。私自身も一津屋の方からコミュニティセンターへの期待の声をお聞きしております。つくったのはよいものの、駐車場や駐輪場もないような不便なものとならぬよう、しっかりと検討は進めていただきたいと思います。

その中で料金設定の懸念もお聞きをしております。別府コミュニティセンターの実態で公民館からコミュニティセンターへの移行に伴って料金が高くなることが予想されているからです。別府コミュニティセンターは同料金設定のコミュニティプラザとは利用者ニーズが異なり、地域の方が主となっております。味生コミュニティセンターについても、その地理的特性は別府コミュニティセンターとそう変わらないと考えております。

詳細に言いますと、昨年年第2回定例会の私の一般質問の中で、令和元年度のアンケート調査結果において、別府コミュニティセンター利用者の58.6%が別府小学校区在住者で占められている。一方コミュニティプラザの利用者は摂津小学校区が21.1%で最も多く、全小学校区の利用もあります。市外の利用者も31.4%とコミュニティプラザは市内、市外を問わず、様々な方が利用されていると利用者層の違いについて答弁をされております。

これを踏まえ、コミュニティプラザとコミュニティセンターとの性質の差が明らかになっています。別府コミュニティセンターは、稼働率がコロナ前の令和元年度は25%

です。別府コミュニティセンターのアンケート結果でも使用料が高いと指摘もされております。このことは利用を控えることにつながると考えております。地域の方からもそのような相談を受けております。

これまでの実績と地域の声を踏まえ、コミセンの性質に適正な使用料とし、稼働率を上げ、地域コミュニティの活性を促し、一定の利用者負担を行いつつ、個々ではなく、総額使用料の向上を図ることで、地域と本市にとって、望ましい形になるのではないのでしょうか。そのことは先日、副市長のご発言の趣旨にも沿えると考えます。

以上を踏まえてコミュニティセンターの料金設定の適正化は必要と考えます。また、味生コミュニティセンターの開設の前に懸念を解消して、スムーズな公民館から各種団体の移行につながると思いますので、ぜひご検討されるよう要望とさせていただきます。

3番目、決算概要58ページ、文化振興事業の文化振興計画推進審議会委員報酬です。これも少し出ておりましたけれども、改めて審議会の取り組み状況についてお聞かせください。

4番目、決算概要72ページ、東京オリンピック・パラリンピック記念事業です。この中でのアスリートスポーツ教室開催についてと、これも先日、参加者からは高評価で意義あるものとお聞きして理解をいたしました。私は、この取り組みはキャリア教育として非常に有効であると考えております。子どもたちのやる気スイッチを押せるものです。そのため、単にスポーツという視点だけでなく、どうやってそこまで上り詰めることができたのかなど、子どもたちの夢と希望を語れる視点も考慮して選定をされることがより効果的であると考えます。そのことも配慮して引き続き取り組んでいただきますよう、要望とさせていただきます。

5番目、決算概要72ページ、体育施設管理事業、指定管理料です。これも多々質問がございました。令和3年度は味舌体育館の建設工事があり、指定管理者指定の議決もありました。従前から市内体育施設は指定管理者として民間事業者による施設運営がなされています。担当課として市民サービス向上をどのように図っているのか、お聞かせください。

6番目、決算概要104ページの斎場管理事業です。これも質疑はございました。コロナ禍の中、火葬件数がふえていることは理解をいたしました。改めて火葬件数、令和3年度を含めて過去5年の推移についてお聞かせください。

7番目、決算概要104ページの墓地管理事業です。市営墓地についてです。令和3年度から過去5年の募集状況等についてお聞かせください。

8番目、事務報告書の152ページに公害陳情受付件数が記載されております。これはPFOA問題です。改めて記載されている問題にかかわらず、PFOAについて市民から不安の声はどのように上がっているのかお聞かせください。

続きまして農業委員会です。こちらはPFOA問題です。令和3年度、農業委員会に要望書が提出されたとお聞きをしております。農業委員会として農作物に関する風評被害の現状をどうとらえているのか、お聞かせください。

10番目、摂津市行政経営戦略、令和3年度の進捗管理について、鳥飼なすの取り組みです。鳥飼なすについても議論がありました。摂津市行政経営戦略、令和3年度の進

捗管理を見ますと、収穫量が約2,800個で作付面積が一定ということは、この数量が今後も続くと思っております。作付面積がふえない現状は生産が難しく、かといってその売り上げが必ずしもよいものではないという課題があるとお聞きをしております。

地域の飲食店等で鳥飼なすを使おうという動きも市民有志の方が行われております。私もFacebookで確認して、喫茶店で鳥飼なすを使っているところを見に行ったことがあります。そのような動きをとらえ、鳥飼なすの高付加価値化を図っていく必要があると考えております。名産品としていくには、より高く売れ、栽培が難しくても生産したいという方をふやすことも考えていくことが必要ではないでしょうか。ぜひ市民の動きもとらえ、検討するよう要望させていただきます。

同じく摂津市行政経営戦略、令和3年度の進捗管理からです。令和3年度に私設市民農園が1か所新設をされています。その内容について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、環境業務課です。先日来、会派で要望しております、災害廃棄物処理計画についてです。令和3年度に検討されていると認識をしておりますが、令和3年度の計画の進捗状況について聞かせください。

13番目、環境センターに関連して、ごみ処理施設維持管理事業、決算概要の108ページです。令和5年に廃止となる環境センターについて、修繕事業などコストダウンを図りながら行うべきと会派で提言しております。令和3年度の修繕事業の取り組みについてお聞かせください。

14番目、ビジネスサポートセンターについて、決算概要112ページです。これは先ほど来、質疑もございました。令和3年度で初めて取り組む事業で、報告会には、私も参加して聞かせていただきました。最近ですと、読売新聞にも取り上げられ、認知度が向上していると認識をしております。

他の委員からの質疑も踏まえ、市としてビジネスサポートセンターに関するニーズをどのようにとらえているのか、総括的に聞かせください。

15番目、新型コロナウイルス感染症の各種の支援策について、決算概要114ページです。令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策の各支援策については、それぞれの項目について各委員から質疑がございました。市としてはコロナ禍に苦しむ中小企業のニーズに応えようと時間がない中で中小企業のニーズの中身を探り、何とか施策に落とし込んで取り組まれたことは高く評価をいたします。これらの取り組みは市民ニーズが多様で、完全な成果を上げることは難しいと考えております。

しかし、少しでもベターとなるよう試行錯誤をしていただき、今回の反省も踏まえ、令和4年度も取り組まれています。引き続き、感染症対策、産業振興課として令和3年度の取り組み、そして次に生かしていただきたいので、要望いたします。

最後、16番目、決算概要の114ページ、セッピィスクラッチカードです。これも会派としてしっかりとやっていただきたいと要望しております。やはり市民からのニーズ、評価はすごく高いと私も耳にしております。これはぜひ評価をいたしているの、しっかりと継続して続けていただきたい。要望とさせていただきます。以上です。

○香川良平委員長

それでは、答弁を求めます妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長

それでは、3番目のご質問、文化振興事業の中の文化振興計画推進審議会に関するご質問にお答え申し上げます。まず、令和3年度の審議会の開催状況でございますが、2回の開催がございました。1回目は、令和3年8月2日、委員11名のご出席の下、第2期文化振興計画の令和2年度の進捗管理につきましてご意見をいただく中、特に新型コロナウイルスの影響による活動状況について、それぞれの現状等を意見交換していただきました。

それから2回目でございますが、令和4年2月4日です。委員13名のご出席の下、文化振興計画の更新に当たりまして、第3期計画の策定に係る令和4年度のスケジュール等をご説明申し上げまして、ご承知をいただいております。

質問番号5番でございます。体育施設の指定管理の中での市民サービス向上でございます。令和3年度に建設いたしました味舌体育館を初め、市内の体育施設に関しまして、民間事業者を指定管理者としております中で、体育館におきましては、キッズダンスや子ども体操教室、また高齢者対象のヨガ教室、それから一般向けのバドミントン等のスポーツ教室を実施するように協議をしております。

また、温水プールにつきましても、水泳教室のみならず、ストレッチ体操ですとか、ダンスといった教室を開催することで利用者のスポーツ促進につなげてもらうよう取り組んでおります。いずれの施設でも利用者アンケートでは大変満足しているや、満足しているといった回答を多数得ているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

森口課長。

○森口市民課長

それでは、市民課に係りますご質問にご答弁させていただきます。質問番号6番、斎場管理事業でございます。火葬件数の直近5年間の推移は、高齢化社会の影響もあり、増加傾向にございます。平成29年度から令和3年度までの5年間の火葬件数は、896件、917件、911件、969件、1,130件となっております。今年度、上半期で540件ほどの火葬を実施してございまして、例年冬場のほうが火葬件数は多くなる傾向にございます。昨年度の上半期が400件弱であったことを考えますと、今年度末にはこのペースでいくと1,300件ほどに達すると予想をしております。

続きまして、質問番号7番、市営墓地の直近5年間の募集状況の推移でございます。平成30年度から令和4年度までに募集した墓の数でございます。平成30年度が1基、翌年度がゼロ、令和2年度が4基、令和3年度が2基、今年度が1基ということで募集をしております。応募数につきましては、例年10名から13名の応募がございません。以上でございます。

○香川良平委員長

菰原課長。

○菰原環境政策課長

それでは、8番目の質問、PFOAに係る市民の不安の声に関するご質問にお答えいたします。令和2年6月に、環境省が令和元年度PFOS及びPFOA全国存在状況把握調査の結果を公表し、大きく報じられたことから市民の不安の声をお聞きしております。

具体的には、水道水を飲用しても大丈夫であるか。農作物を食べてよいかといった声をいただいております。そのような問い合わせがあった場合には水環境全体で暫定目標値等が示されていること、農作物には現在基準がないこと等について、現状知り得る事実をお伝えしております。以上でございます。

○香川良平委員長

山下事務局長。

○山下農業委員会事務局長

それでは、農政部局に関わりますご質問にご答弁申し上げます。まず質問番号9番、PFOA問題に関わって農産物に関する風評被害の現状をどうとらえているかというご質問に答弁申し上げます。

農業委員会に対します直接的な意見といたしましては、令和4年2月28日付で市民の方から「PFOA問題の対策推進と風評被害防止に関する要望書」が提出されました。

要望書の内容といたしましては、客観的事実を述べずに発がん性や低出生体重児発生など可能性だけを過剰にPRしたビラが市内に配布され、PFOA問題が水俣病問題と同等だというような趣旨のことが一部議会や報道等で行われました。これにより、地域住民が不安になり、地域農作物を敬遠する事態が発生する風評被害が引き起こされていることから、市においては、地域住民の不安を取り除くよう、あわせて風評被害を防止する対策を図ることを強く要望された内容となっております。

続きまして、市民農園設置事業に関わりますご質問、令和3年度に新たに開設されました私設市民農園につきまして、ご答弁申し上げます。市民の方々のレクリエーションや高齢者の方々の生きがいづくり、児童の農業体験学習など多様な目的で利用される本市の市民農園でございますが、令和4年3月31日現在で、公設15か所、私設3か所の計18か所開設されております。

ご質問にございました令和3年度に新設されました私設市民農園でございますが、面積634平方メートルの生産緑地域内の農地で都市農地貸借法に基づきまして、摂津市農業委員会の承認を得た上で令和3年4月1日に鳥飼八防2丁目に開設されたものでございます。農業委員会から特定都市農地貸付の承認を受けるためには市民農園利用者一人当たりの貸付面積や貸付期間、営利を目的としない農作物の栽培を行うことなど、様々な条件がございますので、私設市民農園の開設を希望される方に対しましては、農業委員会で随時ご相談に応じているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

安田部参事。

○安田生活環境部参事

それでは、質問番号12番、環境業務課に係ります災害廃棄物処理計画の検討についてのご質問でございます。災害廃棄物処理に関しましては、これまで北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定や市内の一般廃棄物収集運搬許可業者と災害時等における応急対策業務に関する協定を締結するなど近隣自治体や市内の収集運搬事業者との連携体制の構築のほか、本市独自の災害発生時初期対応フローの作成などを行ってまいりました。

災害廃棄物処理計画の策定につきましては、令和4年度の完成を目標に取り組みを進めているところでございまして、令和3年度環境省近畿地方環境事務所の災害廃棄物処理実効性確保モデル事業の申請を行い、本市と滋賀県甲賀市がモデル市に選定され、片づけごみ回収戦略及び集積所設営運営管理マニュアルの作成を進めてきたところでございます。

令和4年度も引き続き環境省のモデル事業であります災害廃棄物住民啓発モデル事業に申請を行い、現在マニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

三浦環境センター長。

○三浦環境センター長

それでは、質問番号13番、令和3年度の修繕に関わるご質問にお答えいたします。令和3年度における環境センターの修繕のうち、3号炉の定期点検整備が5,775万円、4号炉の定期点検整備が1,155万円で、定期点検整備だけで修繕料の56.6%を占めております。その他の主な修繕整備といたしましては、バグフィルタフローコンベアの整備に467万5,000円、クレーン関係の修繕に308万8,580円、ダスト固化装置の修繕に198万円、井水除鉄装置の修繕に264万円などとなっております。

令和5年度より茨木市とのごみ処理の広域化が開始予定となっておりますことから、予防保全としての必要最低限の修繕整備を実施しております。またトラブルや故障が発生した際には、その都度補修や修繕を行っており、焼却炉の安定稼働に努めているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長

それでは、産業振興課に係ります質問番号14番、決算概要112ページの中小企業

育成事業についてお答えさせていただきます。摂津ビジネスサポートセンターのニーズをどうとらえているかというご質問かと思えます。摂津ビジネスサポートセンターにつきましては、開設以来高い予約率を維持しておりまして、予約日が少し先の日になることは認識しております。

また、令和3年度では、相談回数2回以上の相談者が60%を占めておりまして、新規相談者の予約が取りづらいというご意見もお伺いしております。それらの課題に対応するため、年度内の相談回数を制限するなど、一定の制限を設けることは検討しております。

また、突発的な相談や集中的に支援が必要なケースなど定例の相談日以外にも柔軟に対応できる仕組みも求められております。以上でございます。

○香川良平委員長

松本副委員長。

○松本暁彦委員

それでは、2回目の質問、要望をさせていただきます。

まず、3番目の文化振興計画推進審議会についてです。令和3年度の取り組みについては理解をいたしました。次の文化振興計画の更新について審議会で話されるということです。第3期計画策定に向けて取り組んでいるものと理解をいたしました。昨年、第4回定例会の私の一般質問でも取り上げました。市民ギャラリー設置の要望が市へ上がっていると聞きしております。美術協会からも要望書が提出をされております。なかなか現状での実現は正直難しいと認識をしております。

そのため、少し先とはなるんですけれども、私は阪急摂津市駅高架化に合わせて設置することがよいと考えております。他市でも茨木市や高槻市は駅直結のギャラリーがあり、使い勝手がよく、非常に人気であるとお聞きしております。当然、他の選択があれば、それはそれでよいと思います。ぜひとも市民ギャラリーについても検討していただくべく、その要素もぜひ計画に反映されるよう、要望させていただきます。3番目は以上です。

5番目、体育施設管理事業です。それぞれ温水プール、体育施設の市民サービス向上への取り組みは理解をいたしました。評価も得ていると認識をいたしました。また、先日の質疑において温水プールと体育施設での受講料等負担金も指定管理の条件の違いで理解をしております。温水プールは体育施設とは異なり、入場料が民間事業者の利益となるもので利用者をふやす努力は自然と大きくなると考えております。体育施設においても先ほどお聞きいたしました。十分に努力はされておると認識はしております。今後これまでの実績、温水プールとの比較、分析も行い、指定管理の状況について、さらに利用者をふやす仕組みを検討していただきたいので、要望とさせていただきます。

6番目、斎場管理です。火葬件数の推移についてお聞きをいたしました。右肩上がりですけれども、前の質問でもありましたように、この現状で斎場運営は市民ニーズに答えられているのか、どう対応しているのか。そして、そのような多忙の中で炉の修繕についてしっかりとされているのか、お聞かせください。

7番目、墓地管理事業で市営墓地についてです。募集状況等は理解をいたしました。毎年高い倍率が続いていると認識をしております。一方、使用者と連絡が取れないお墓が増えているとお聞きしており、それらは無縁墓となる可能性が高いと考えます。その状況についてお聞かせください。

8番目、PFOA問題です。市民から不安の声が上がっている状況については、理解をいたしました。先ほど農業委員会からは、農作物への風評被害のことをお聞きしました。農作物以外での風評被害を把握しているのか、また、風評被害の防止についてどのようなものかお聞かせください。

9番目、農業委員会に関する風評被害の現状についてお聞きをいたしました。要望書の内容を説明していただいたことは理解をいたしました。

実のところ、私も地域で農作物を生産される方から相談を受けております。その相談をご紹介します。あるピラを持ってきたお知り合いの方から、この地域の野菜は汚染されており、食べないと言われたそうです。すごく精神的ショックを受けたということでした。そして実際その方の生産している野菜の売れ行きが悪くなり、どうにか対応してほしいというものでございます。その上でその方が、この被害を一体誰が補償してくれるのかと。後々調査をしてその地域が何も健康上問題ないとなったとき、風評被害を引き起こした方々は被害者に補償するのか、何事もなかったように振る舞うのではないかと話されておりました。

私は、その相談にはショックを受けたと同時に、対策が必要であると強く認識をいたしました。そういった事例が他にあるか、PFOAの農作物への風評被害の実態調査等を行われたのか、お聞かせください。

11番目、市民農園についてです。私設市民農園が1か所、約634平米で、様々な条件があると理解をいたしました。これまで質疑がありました生産緑地の活用方法として農地が無理でも市民農園という選択肢がふえていると認識をいたしました。豊かな環境に緑は必須と考えております。やはり後継者不足は大きな問題で、なかなかこれを解決するのは難しいと思います。その対応の一つとして私設市民農園があり得るのではないかと考えます。ぜひ農業委員会でも意識されて、少しでも緑を残す工夫をぜひ取り組まれるように、要望とさせていただきます。

12番目、災害廃棄物処理計画です。災害廃棄物処理計画を令和4年度の策定に向け、令和3年度からしっかりと取り組んでいる状況は理解をいたしました。大阪北部地震で直営が大いに活躍されたことはまだ記憶に新しいです。

災害対応の観点も踏まえれば退職不補充で直営がなくなることは問題があると私は考えています。やはり平時から体制を整えておくことが災害時の対応に必要であり、災害廃棄物処理計画に、しっかりと直営の在り方、すべき任務、そこはしっかりと考え、大阪北部地震の教訓を踏まえて取り入れていただきたいと強く考えています。

改めて市の収集運搬体制の考え方についてお聞かせください。

13番目です。令和5年度を見据え、しっかりと修繕費用等工夫をされていると理解をいたしました。会派として要望している中で、しっかりと取り組んでいることを評価いたします。

ただ、施設の組織体制も考えていくのが必要と考えております。新たな事業を行うの

は大変ですけれども、大きな事業を終わらせることもまた大変なもので、今リーダーシップが求められていると考えております。令和3年度もしっかりと計画され、進められております。組織体制について、令和5年度に向けてよい形へと進めていくべきです。それらの考えについてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

14番目、ビジネスサポートセンターです。こちらについては、中小企業のニーズがあると、それらを工夫していると理解をいたしました。ビジネスサポートセンターの設立当初は最小限の費用でまずは実績をつくるのが大切として始まったと認識しております。コロナ禍の中でニーズが予想よりも多く、半年後には週1から週2にふやし、さらにそのニーズも踏まえ、令和4年度には女性の副センター長をふやし、進化発展させていることは高く評価をするものです。

しかしながら、まだ2年目で、より一層のニーズを満たす発展的取り組みが求められると考えております。

例えばリピーターが多いということは、伴走型支援としてあるべき姿です。しかし、リピーターが多過ぎると新規相談者の予約が入りづらくなるのは必然です。その点を問題と考えております。そのため、実績を踏まえ十分な対応ができる範囲での相談回数の上限を検討すべきではないでしょうか。

また、商工会等からビジネスサポートセンターの現状をお聞きしておりますと、火曜、木曜の指定日以外でも緊急連絡、メールでのやり取り、各種資料の作成等がふえているとのこと。ニーズが高まることで、予想外の所業もふえておりお聞きしております。ビジネスサポートセンターが成果を出していることも踏まえ、さらに市内事業者のために活躍してもらえよう、商工会とも連携して適切にビジネスサポートセンターの発展を図っていただくように、要望とさせていただきます。2回目は以上です。

○香川良平委員長

答弁を求めます。森口課長。

○森口市民課長

それでは、市民課に係ります2回目のご質問にご答弁させていただきます。まず質問番号6番、火葬の件についてでございます。火葬件数の増加に伴い、市外者の取り扱いもふえ、時期によっては市内者の予約が取りづらい状況が見受けられます。その場合は1日5枠ある火葬の時間帯のうち、最大2枠を市内者専用枠として運用することで市内者の予約枠を確保しているところでございます。

火葬件数がふえると火葬炉の老朽化に直結するため、おおむね10年ごとに大規模修繕を行う必要がございます。摂津市斎場は1号炉から4号炉まで四つの炉を抱えており、修繕計画に沿って令和3年度以降、1号炉から順々に5か年計画で修繕を進めているところでございます。大規模修繕とは別に定期的なメンテナンスや修繕も毎年実施している状況でございます。

続きまして、質問番号7番、墓地についてでございます。令和元年度に全ての市営墓地使用者に対して現況調査を実施いたしました。その結果、使用者が承継された等の変更申請が必要な墓地が多数存在しておりました。また、郵送物が届かず返戻されたもの

も多数あることから本来変更申請が必要と思われる墓地も多く存在しておりました。

しかしながら手続に関しては、一律ではなく、おのおの状況が異なるため、時間を要しながら一つずつ進めている状況でございます。一度に進めるには負担が大きいため優先順位を決めて実施していく必要があると考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

菰原課長。

○菰原環境政策課長

それでは、2回目の質問、農作物以外の風評被害の把握、風評被害の防止に関する取り組みについてお答えいたします。農作物以外の風評被害の関連のお問いとして不動産としての資産価値の低下を懸念する声はいただいているところでございます。風評被害は根拠の不確かなうわさや曖昧な情報をきっかけに生じるものと認識しております。

本市といたしまして、国へは人の健康への影響に関する基準やガイドラインの整備を要望し、国・大阪府等から得られた情報を基に正確な情報を発信し風評被害の防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

山下事務局長。

○山下農業委員会事務局長

それでは、質問番号9番に係ります2回目のご質問、農作物に係ります風評被害に対する実態把握でございます。先ほど申しました令和4年2月28日付、要望書を受けまして、風評被害に対する実態把握につきましては、今年5月に当該地区の農業者等から情報収集、ヒアリング等を行いました。農業に関連する風評被害の話は確認できませんでした。

しかし、先ほど委員からお示しのありました事例もございませぬことから、引き続き農業従事者等から情報収集を行い、当該地区の風評被害の実態把握に努めてまいります。以上です。

○香川良平委員長

安田部参事。

○安田生活環境部参事

それでは環境業務課に係ります2回目のご質問にお答えさせていただきます。災害時における直営職員の考えのご質問でございます。

災害時につきましては、通常の生活ごみのほか、ふだん排出されない多様な片づけごみが発生してまいります。そのようなごみを分別されずに路上に積み上げられますと、その回収や処理に多大な時間や費用が必要となってまいります。迅速な災害廃棄物処理に当たりましては、適切な分別や集積場所の管理等を地域の方にしていただくことが必

要となってまいります。

そのためには、日頃からの地域との連携や災害時における分別の周知啓発など、事前の備えが重要となってまいります。発生後は、市内の事業者との協力連携の下、フル回転での回収作業となりますが、直営職員につきましては事が起こったときだけではなく、地域との連携体制の構築といった事前の備えのところが大きな役割と考えております。

○香川良平委員長

三浦環境センター長

○三浦環境センター長

それでは環境センターに係ります質問番号13番、広域化に伴うごみ処理の体制につきましてご答弁申し上げます。本市のごみ処理体制は、現在ごみの収集運搬部門と処分の部門に分かれております。令和5年度から茨木市との広域ごみ処理の開始に伴い、処分の部門であるごみの焼却業務が終了することとなりますことから、広域化後は収集運搬業務と一体化された形でごみ行政を行うことになると考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

松本副委員長。

○松本暁彦委員

それでは、3回目は、要望とさせていただきます。

6番目の斎場管理です。市民ニーズの対応と炉の修繕について、市民の専用部分を設けて対応していることと、炉についてはしっかりと進めていると理解をいたしました。火葬件数の増加に伴って、先ほど質疑がありました様々な予約等も今後も増えてくる。その対応についてはしっかりとできるだけ市民優先で進めていただきたい。また、炉についてもしっかりと適正な維持管理は非常に大切と思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。要望とさせていただきます。

続きまして、7番目です。現況については理解をいたしました。連絡が取れていないお墓が相当数に達していると認識しております。私はこの多くが無縁墓になってしまう可能性があると考えております。この問題は令和2年第2回定例会の私の一般質問でも取り上げました。結婚しない人の割合がふえている状況、価値観の変化等々で全国的に無縁墓がふえ、問題視をされております。市営墓地において、今後も連絡が取れなくなるケースもふえてくると予想されます。20年後には使用者不明のお墓が大半を占めるということも決して否定はできないと考えます。お墓を必要とする市民ニーズを考えたとき、その状況は避けなければならないものです。また無縁墓を放置することは、これまでの社会を築かれた方々を尊ぶ観点でも適切ではありません。

市の条例を見ると、例えば使用者が住所不明となり7年間経過したとき使用権は消滅する。そして使用権が消滅したことが発生した日から5年を経過したときは、墳墓、そ

の他の所在物件を一定の場所に改葬または移転することができるかとあります。無縁墓への対応には、この一例では少なくとも12年はかかります。

そのため現状と将来を踏まえ、条例に基づいてその措置対策を具体的に進める時期と考えます。また改葬に備え、小規模でもよいので、無縁墓となったお骨が最低限入る規模の合同塚等も設置することも検討されるよう要望させていただきます。7番目は以上です。

8番目、風評被害です。これは不動産に関する風評被害の懸念の声が上がっていることは認識をいたします。私も実際にお聞きをしております。

また風評被害の防止についても理解をいたしました。風評被害の防止は早期から努めていかなければならないと考えております。環境省資料の風評問題のメカニズムとその対策からは、風評被害の段階論としてプロセス4では、払拭できない神話が事実化し、定着するといいます。数年かけて、そしてマスコミ等の周知も相まって、風評問題が事実化、すなわち固定化するというものです。

例えば米の全量全袋の検査を行い、放射性物質は検出限界値以下と確認されていても、その周知度合いなどもあって、その検査を知らない方からは福島県産を忌避されているそうです。

繰り返すようですけれども、PFOA問題に加えて風評被害という二重の被害を地域や生産者にもたらすことは決してあってはならないと考えます。風評被害の固定化は必ず防止しなければなりません。要望とさせていただきます。

農業委員会です。農作物に関してまだ風評被害が広がっていない状況であると理解をいたしました。今後も風評被害が広がらないよう、環境政策課と連携して取り組む必要があると考えます。

風評被害の拡大を懸念する中で地域から私にも質問がありました。低出生体重児、発がん性などの健康被害の可能性についてです。市が行った情報提供は客観的にも事実でも行き過ぎた不安感を鎮め、その風評被害拡大防止に少なからず寄与したものと考えます。地域が極度な不安に陥る前に風評被害拡大を抑えようとしたことは適切であると考えております。

この件で健康に関することは、特に慎重にすべきものです。例えば、低出生体重児に関して、アメリカのデュポン社での飲料水汚染に関して調査をされたC8サイエンスパネルです。こちらでは高コレステロール、潰瘍性大腸炎、甲状腺疾患、精巣がん、腎臓がん及び妊娠誘発性高血圧症のC8、PFOAばく露との推定関連があると結論づけられておりますけれども、早産または低出生体重児との間には推定上の関連性はないとされております。

また、そのデンマーク国内出生コホート内研究での妊婦におけるPFOS及びPFOAの血漿レベルと乳児の出生時体重及び妊娠期間との関連を調査したものがあります。母親の血漿PFOAレベルと出生時体重との間に逆相関があることは示唆されているものの、早産または低出生体重児のリスクと関連していなかったとされております。

ただ、これは食品安全委員会、ファクトシート、パーフルオロ化合物に記載されている一文では、英国健康保護庁HPAで、2009年にラットの二世代繁殖毒性試験を行って、1日当たり体重キログラム当たり30ミリグラムのPFOAを投与したと。親世

代の生殖への影響は見られなかったが、F1、つまり1世代目で、動物の生存率低下、そしてF1及びF2、二世代目の動物の体重低下が観察されたとされております。

国の水道水の暫定目標値が今1リットル当たり50ナノグラム、これは50キログラム体重の人が、1日当たり100ナノグラム摂取しても問題ない数字です。それから見ると30ミリグラム、すなわち1日当たり300万ナノグラムという摂取量は、この摂津市では普通に生活していれば、まずあり得ないことであります。動物実験から見れば確かに低出生体重リスクはあると言えますが、リスク内容の中には雲泥の差、あるいはいろいろな意見が存在しております。

PFOAに関しては不確定なことが多く、様々な推測や考えがあるのは事実であります。そういうことについては議論を深め、国に対応を求めていく上で必要なことと思っております。

ただ、本市の飲料水は汚染されず、健康被害も現況把握されていない中で、それらをどう市民に伝えるべきかが一つ大事だと思います。繰り返しますが、不確定な情報によって地域に風評被害をもたらすことは許されるものではなく、風評被害からも市民を守らなければなりません。PFOAの存在だけで風評被害は起こりません。それをめぐりどのような報道がなされ、あるいは広報物の媒体等が存在し、それを我々がしっかりと把握しないと風評被害は防止できません。

今後、また要望書が上がってくるなど風評被害への懸念の声が上がれば、例えば、味生地区の一般の生産者等により詳細なアンケートを取るなど細かい実態調査が必要と思っておりますので、要望とさせていただきます。

当然ながら、PFOAの問題の解決には実態解明が最終的には必要不可欠でございます。健康への影響も含めた調査については国へ行うよう要望を継続され、できる限り早期の実態解明を求めるよう、大阪府、そして国に継続的に働きかけ、また当該企業への取り組み推進もさらに促すように要望とさせていただきます。9番目は以上です。

12番目です。災害対策については、事前の備えが非常に重要になると思います。防災危機管理課も常に平時の備えと言っております。その点からも直営の維持は必要と考えます。委託業者とも連携し、直営とバランスを取りつつ持続可能な廃棄物処理体制を検討されるよう要望いたします。会派として何度も言っておりますけれども、広域連携は本市のごみ行政、廃棄物処理部門の改革の一大転機でございます。

この改革を成功させるためには変えるものは変えなければなりません。本市もまた改革に沿って修正をするものと考えますので、しっかりと取り組まれるよう要望いたします。12番目は以上です。

13番目、組織です。令和5年度には環境センターで焼却がなくなり、用途廃止され、環境センターに所属する組織も当然変わっていくと考えます。これも本当に所属する組織がしっかりと次に進めるように、今後しっかりと庁内連携して、士気を高め、よい形で広域化を実現できるようにやっていただきたいと思っております。要望とさせていただきます。13番目も以上です。全て要望です。

○香川良平委員長

松本委員の質問が終わりました。